



Title	吐魯番出土文物研究会会報 第57号 : 特集・吐魯番の歴史と文化Ⅵ
Author(s)	
Citation	吐魯番出土文物研究会会報. 1991, 57, p. 1-6
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/78868
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

— (翻 訳) —

吐魯番の歴史と文化 (VI)

榮新江 著

青木 茂・關尾史郎訳注

【第三節 唐西州の時期（紀元六四〇年～七九二年）】

◆西州の設立

侯君集は軍隊を率いて高昌国の城鎮を攻め落とすと、王族の麹氏や高昌国の有力な名族らを中原に連れ去り、長安や洛陽に住ませた。高昌国の故地がどのように処置されたかといえば、太宗と、宰相の魏徵や褚遂良らの間で、州県を立てるか、羈縻支配を行なうか意見が対立していた。貞観十四（六四〇）年八月八日に高昌国が平定されると、直ちに西昌州が設けられたが、これは羈縻州の性質を有するものだった。しかし太宗は州県の設置に固執したので、八月二八日には西昌州が西州に改められ、その下に五県が置かれた⁽¹⁾。すなわち高昌城を高昌県として、ここを西州の治所にした。また田地郡城を柳中県、交河郡城を交河県、白芍県城を蒲昌県、そして始昌県城を天山県とした。西州の五県は唐制に従って、高昌国時代、郡県があった城を基礎に設立されたものだが、このうち高昌県城が昔より吐魯番盆地の政治・経済・文化の中心であったのをべつにすれば、その他の四県はいずれも交通の要衝にあった古城址に設けられており、その軍事的な役割には大きなものがあった。

州県制の推進にとともに、唐朝は陸続と、整然とした中原と同じ地方軍政体制を西州地区に貫徹させていった。阿斯塔那七八号墓から出土した「唐貞観十四（六四〇）年九月西州高昌縣李石住等戸手實」⁽²⁾は八断片からなっており、高昌国滅亡後、当地の百姓に唐朝の手実計帳制度によって戸内の構成員と土地保有状況を申告させ、それを当該の郷の里正が連写した文書であり、郷里・村坊といった基層の行政組織も、州県とともに唐制に準じて設立されたことを示している⁽³⁾。また哈拉和卓一号墓から出土した「唐西州某郷歸朝後戸口帳」⁽⁴⁾によれば、唐朝の州県制や医学制とともに府兵制も吐魯番盆地で施行されたことがわかる⁽⁵⁾。西州にはあわせて四つの折衝府が設けられた。すなわち前庭府、岸頭府、天山府、そして蒲昌府である。これらはそれぞれ高昌県、交河県、天山県、蒲昌県と柳中県の境に設置され、中央の右領軍衛（一時右玉鈴衛と称された）に属していた。

均田制や租庸調法などを含めた一連の唐制の施行によって、吐魯番地区は名実ともに唐朝の州県となった。辺境という特殊な点を別にすれば、西州は政治・経済・文化のあらゆる面において、唐朝の内地の各州と大きな差異は見られない。西州は、同じく貞観十四年に可汗浮図城に設けられた庭州とともに⁽⁶⁾、唐朝の辺境の州として西域経営の拠点となったのである。

◆安西都護府

唐初、天山山脈の南北をはじめとする広大な西域地方は主として西突厥の勢力範囲であった。唐朝は西突厥に対処するため、更に西域経営を推進するために、高昌国を滅ぼした翌月の貞観十四年九月、西州に安西都護府を置いた⁽⁷⁾。これは奪取したばかりの西・庭二州を守り、新たに手に入れた勝利を確保するためであったが、それ以上に重要なことは、ここを拠点にして伊・西・庭三州の軍隊を束ねて軍事行動を起こし、更に西方へ進出することであった。通常安西都護は西州刺史を兼ね、吐魯番盆地を含む西域地方全体の政治と軍事行動を統轄するものであった。初代の安西都護に任命されたのは高祖の駙馬都尉にあたる喬師望で、貞観十四年の九月から十六（六四二）年の九月までこの任にあった⁽⁸⁾。彼はとくに田地を分給し、高昌国

の旧官人や豪族たちに騎都尉以下の勲官を与えることによって社会の安定に努め⁽⁹⁾、この根拠地を強固なものにした。

貞観十六年九月、涼州都督の郭孝恪が喬師望の後任として安西都護兼西州刺史に任じられた。彼は軍を率いて馬骨道沿いに天山を越え、西突厥の乙毗咄陸可汗が伊州攻撃に差し向けた兵を撃退し、伊・西・庭地区の安全を保った⁽¹⁰⁾。貞観十八（六四四）年九月、焉耆と西突厥が結んで唐朝への入貢を怠ったので、郭孝恪は軍を率いて銀山道から一挙に焉耆に攻め込み、その王龍突騎支を捕らえた。しかしこの時、唐朝は焉耆を占領してそのまま支配下に置く意図をもっていなかったもので、唐軍がひとたび撤退すると、焉耆はまた王を立てて西突厥に服属してしまった。

唐朝が西州を拠点にして西方へ進めたもうひとつの重要は一步は、龜茲への攻撃と占領である。貞観二十二（六四八）年、左驍衛大將軍の阿史那社爾を昆丘道行軍大總管として⁽¹¹⁾、右驍衛大將軍の契苾何力、安西都護兼西州刺史の郭孝恪らとともに蕃・漢の兵を率いて龜茲（現在の庫車）に攻め込ませた。この戦役で唐朝は大勝利をおさめ、先ず西突厥に服属していた焉耆王薛婆阿那支を捕らえて殺し、あらためて焉耆王を立てた。次いで都城以下七百余りに上る龜茲の城を攻め落とし、龜茲王とその大臣たちを捕虜とした⁽¹²⁾。唐軍の先鋒は遠く于閼（現在の和田）にまで達し、于閼王も唐軍に従って入朝した。また西突厥の葉護である阿史那賀魯も形勢を見て帰属してきたので、唐朝は瑤池都督府を設けて彼を瑤池都督に任じ、唐朝に服属していない西突厥の各部を招致・掃討させた。唐朝はこのたびの昆丘道行軍によって、西突厥のタリム盆地支配に対して大きな打撃を与えることに成功したのである。しかしその反面、唐朝が支払った代償にも相当大きなものがあり、安西都護の郭孝恪は龜茲城において戦死してしまった。そして彼に代わって安西都護兼西州刺史に任命されたのは、高祖李淵の第三女平陽公主の長子である譙国公柴哲威であった。

貞観二十三（六四九）年に太宗が死去したので、唐朝の西方進出の勢いは衰えざるをえなかった。高宗の永徽二（六五一）年正月、太宗が死去したことを知った阿史那賀魯が反旗をひるがえして西域地方を広大な範囲にわたって占領し、西・伊・庭三州を存亡の危機に陥れた⁽¹³⁾。そこで同年十一月、唐朝は内地に遷住させていたかつての高昌国の名族たちを西州に送還した⁽¹⁴⁾。またあわせて高昌王の弟で尚舍奉御・天山県公の趙智湛を柴哲威に代えて左驍衛大將軍兼安西都護・西州刺史とし、高昌国の故地に駐留して阿史那賀魯の進攻に抵抗させた。永徽二年と顯慶（六五六）年と、唐朝は前後二度にわたって出兵して討伐を企てたが、いずれも成果を上げることはできなかった。ようやく顯慶二（六五七）年に、伊麗道行軍大總管蘇定方が軍を率いて賀魯の牙帳を直撃し、一挙に阿史那賀魯の勢力を叩きつぶして賀魯を捕らえることができた。これによって西突厥の各部やその支配下にあったパミール高原の東西にまたがるオアシス都市国家は全て唐朝に帰属することになった。したがって顯慶二年の伊麗道行軍の勝利は、西域地方における唐朝の最大の敵対勢力である西突厥を制圧したという点において、唐朝が西域に進出してから初めての全面的な勝利といってよく、西域各国や各民族に対する宗主権は西突厥の手から名実ともに唐朝の手に移ったのであった。この新たな情勢に対応すべく、唐朝は顯慶三（六五八）年五月、安西都護府を西州の交河城から龜茲の都城に遷し⁽¹⁵⁾、その下に龜茲、于閼、焉耆、疏勒（現在の喀什）の四鎮を置き⁽¹⁶⁾、さらに天山山脈の南北・パミール高原の東西におよぶ広大な範囲に羈縻州や羈縻府を設置した⁽¹⁷⁾。それによって、唐朝の軍政両面にわたる西域の統治体制は一応の確立をみたのである。安西都護府が龜茲に遷ると、西州も都督府に昇格し、なお趙智湛が西州都督として吐魯番盆地を治めることになった。

◆唐・蕃の争奪戦と西州の府兵

その後まもなく、西域地方から河西・隴右方面にかけての唐朝の支配は、南部チベット高原に起こった吐蕃の挑戦を受けることになった。吐蕃王国は六世紀後半に興起したが、その英主ソンツェン・ガンポ（在位五八一年頃～六四九年頃）が在位していた時代にその勢力を急速に発展させ、チベット高原の各部族を統一するや、外部に向かってその勢力を伸張させていった⁽¹⁸⁾。ソンツェン・ガンポの死後、その孫が即位したが、吐蕃の政治は宰相のガル・トンツェン・ユルスンの一族に牛耳られてしまう。やがてガルとその子息達は自ら吐蕃の軍を率いて、東は吐谷渾に侵略し、西は大小の

勃律を撃つに至った⁽¹⁹⁾。このようにして吐蕃の勢力は次第に膨張し、ついには西域の歴史の舞台に登場することになるのである。高宗の龍朔二（六六二）年十二月、吐蕃の軍隊は勃律（現在のダルディスタン、およびギルギット地区）を経て、パミール高原より西域へ進入し、疏勒の南において唐軍と遭遇した。唐軍は準備不足だったので、軍事物資を賄賂として吐蕃軍に贈り、和睦して引き上げた。麟徳二（六六五）年には、吐蕃は弓月と疏勒の手引きを得て于閼に侵攻してきた⁽²⁰⁾。そこで唐朝は西州都督の崔和辯と左武衛將軍の曹繼叔を派遣し、西州の府兵を主力部隊として于閼を救援させ、勝利をおさめることができた⁽²¹⁾。

もちろん顕慶三（六五八）年に安西都護府が龜茲に遷ってから、西州はなお唐朝の西域経営の前進基地であり、西州の府兵と百姓は度重なる重要な戦役の主力部隊であった。また同時に西州は龜茲の安西都護府が脅威に曝された際の避難場所でもあった。咸亨元（六七〇）年、吐蕃は西突厥の残党である阿史那都支と李遮旬の支援を受けて、一挙に西域地方の十八州を陥れた⁽²²⁾。そこで唐朝は龜茲、于閼、焉耆、および疏勒の四鎮を廃止し、安西都護府を西州まで撤収させるとともに、先ず阿史那忠を西域道安撫大使兼行軍大総管として派遣し、局面を收拾させた⁽²³⁾。引き続いて咸亨四（六七三）年には蕭嗣業に西州などの府兵を率いて、弓月と疏勒を討伐させ、勝利をおさめることができた。さらに同年末には両国の王が唐朝に帰順し、上元二（六七五）年になると、タリム盆地一帯に対する支配をほぼ回復することができたのである。

しかし唐朝に敵対していた西突厥の阿史那都支と李遮旬の勢力は増長の一途をたどり、吐蕃と連合して、儀鳳初年（六七六年～六七七年）には再度安西四鎮を占拠してしまった。唐朝はそこで裴行儉の計略を用い、唐都長安に流亡の身を寄せていたペルシャ王ナルセスを本国に護送するという名目で、西州で密かに兵力を組織した⁽²⁴⁾。そして狩獵すると見せ掛けて軍を西進させ、不意を突いて碎葉城（現在のソ連トクマク南方のアク・ベシム）付近で一挙に阿史那都支と李遮旬を捕らえた。調露元（六七九）年、唐朝はまた安西四鎮を設け、その上で碎葉を焉耆に代えて四鎮に編入した⁽²⁵⁾。もちろん吐蕃と西突厥の連合を断ち切るためである。唐軍の主力部隊は碎葉から引き返したが、ペルシャ王は西州の府兵に護られて護蜜（現在のアフガニスタンのワッハーン）を經由して吐火羅国に到達した。

則天武后の初年、東突厥が阿史那骨咄禄とその子默啜可汗の指揮のもとに漠北で再興され、南下して唐朝に侵攻してきた。また吐蕃もこの機に乗じて安西四鎮に攻めた。吐魯番から出土した征鎮名籍や戸籍のなかには、垂拱二（六八六）年に、唐朝が兵を金山、金牙、疏勒、および昆丘を四つの行軍道に分け、碎葉、龜茲、疏勒、および于閼などに駐留していた軍を救援した際に、多数の府兵と徴発された百姓が西州から前線に派遣されて吐蕃と当たったことが記されているものがある⁽²⁶⁾。十一月末になると、いよいよ安西四鎮を持ち堪えられなくなったので、武后は詔を出してその放棄を命じた。永昌元（六八九）年、吐蕃に反撃を加えた安息道行軍は⁽²⁷⁾、弓月城西南の寅識迦河で惨敗を喫し、ついに安西四鎮を最終的に撤収せざるをえなかった。武后は行軍大総管・文昌右相の韋待価を嶺南の縑州に流したほか、副大総管・安西都護の閻溫古を斬罪に処し、安西副都護の唐休璟を西州都督に左遷した。唐朝の勢力は再度西州まで退いてしまったのである。

長寿元（六九二）年、西州都督唐休璟の建議により唐朝はまた反撃を開始した。今回は右鷹揚衛將軍王孝傑を武威道行軍大総管とし、西州都督唐休璟と左武衛將軍阿史那忠節らとともに軍を率いて吐蕃に侵寇させた。また失地を回復して龜茲、于閼、疏勒、および碎葉の四鎮を設け、さらに安西都護府を龜茲に再建して、徴発された漢族の兵士三万人をもって西域の守りとした。この一連の措置は朝廷のなかに議論を引き起こし、宰相の狄仁傑は上疏して反対した。しかしその措置が実行されたがために、予期した成果を取めることができたのは明らかで、これ以後四鎮には中原から動員された漢族の軍隊が自ら鎮守した結果、外敵の侵入に対する防御能力は強化されることになった。この長寿元年から貞元六（七九〇）年に至る約百年の間、西域地方は部分的にはそれぞれ外敵の侵入をこうむることもあったが、安西都護府と、長安二（七〇二）年に設置された北庭都護府⁽²⁸⁾、および当地に駐留する軍隊の保護下であって、安西四鎮が動揺することはたえてなかったのである。

西州は唐朝の西域経営の拠点として重要な役割を果たした。その府兵と百姓は唐朝の統一の大事業のために大きな貢献をしたのである。西域における唐朝の大規模な戦役には、いつも西州の府兵や徴募された人々が参加していた。開元二、三（七一四、一五）年の間に吐蕃が大挙して隴右に侵攻してきた際ですら、西州の各折衝府に属する府兵は「西州營」を組織し⁽²⁹⁾、郭知遠に従って隴西県一帯まで進軍し、隴右道の軍隊とともに吐蕃の侵攻を撃退したのである。この他にも、少なからぬ西州の人士が西域地方において文官に任じられた⁽³⁰⁾。彼らの名は典籍にこそ見えないものの、その事跡は吐魯番文書から伺えるようになった。

【訳 注】

- (1) 栗原益男「七、八世紀の東アジア世界」（唐代史研究会編『隋唐帝国と東アジア世界』東京汲古書院、一九七九年）は、西昌州の設置を八月二八日とし、その西州への転換は安西都護府が交河城に設置された九月二一日か、その直前のこととする。
- (2) 67TAM78:16(a), 29(a), 32, 30, 21(a), 22(a), 26, 31, 13 〈写〉『初探』Ⅰ、図五、六 〈録〉『文書』Ⅳ、七一頁以下。なお本文書については、土肥義和「貞観十四年西州安苦啣延手実について－その特徴と歴史的背景－」（『鈴木俊先生古稀記念東洋史論叢』東京 山川出版社、一九七五年）を嚆矢として、唐長孺「唐貞観十四年手実中の受田制度和丁中問題」（『初探』Ⅰ）、池田温「初唐西州土地制度管見」（『史滴』第五号、一九八四年）など、均田制の実施状況を考察した専論が少なくない。また西村元佑「東トルキスタン（西州）における唐の直轄支配と均田制－貞観一四年九月安苦啣延手実と貞観年中巡撫高昌詔の意義を中心として－」（唐代史研究会編、前掲『隋唐帝国と東アジア世界』）は、本文書を手がかりとして初期西州支配の性格を問題とする。
- (3) 著者の見解は、張広達「唐滅高昌国後の西州形勢」（『東洋文化』第六八号、一九八八年）に依拠していると思われるが、郷里・村坊をはじめ、西州に新設された各級の機関・施設についてもこの論稿を参照されたい。
- (4) 64TKM1:28(a), 31(a), 37/1(b), 37/2(b), 37, 29(a), 30 〈録〉『文書』Ⅳ、七頁以下。なお「戸口帳」様式の文書については、唐長孺「唐西州諸郷戸口帳試釈」（『初探』Ⅰ）、参照。
- (5) 西州における府兵制の運用状況については、唐長孺「吐魯番文書中の西州府兵」（『初探』Ⅱ）に包括的な分析がある。
- (6) 庭州の設置と沿革については、松田壽男『古代天山の歴史地理学的研究』（東京 早稲田大学出版部、一九五六年〈増補版：一九七〇年〉）第三部第三攷や、孟凡人「唐北庭都護府建置沿革」、「唐庭州北庭歴任刺史都護節度使編年」（ともに、同氏『北庭史地研究』烏魯木齊新疆人民出版社、一九八五年）などを参照。
- (7) 安西都護府の設置については、古典的だが、大谷勝真「安西四鎮の建置とその異同に就いて」（『白鳥博士還暦記念東洋史論叢』東京 岩波書店、一九二五年）、伊瀬仙太郎『中国西域経営史研究』（東京 日本学術振興会、一九五五年）第四章、参照。
- (8) 麴智湛に至るまでの安西都護の就官者については、柳洪亮「安西都護府治西州境内時期的都護及年代考」（『新疆社会科学』一九八六年第二期）、参照。
- (9) 白須淨眞「唐代吐魯番の豪族－墓埵よりみた初期・西州占領策と残留豪族の考察を中心にして－」（『東洋史苑』第九号、一九七五年）、参照。ただし白須氏が明らかにしたように、勳官授与の対象となったのは、残留豪族のごく一部に限定されていた。
- (10) 西突厥の西州・伊州侵攻については、内藤みどり『西突厥史の研究』（早稲田大学出版部、一九八八年）第三章、参照。
- (11) これ以後、本稿に頻出する行軍の制度的な側面については、菊池英夫「節度使制確立以前における「軍」制度の展開」（『東洋学報』第四四卷第二号、第四五卷第一号、一九六一、六二年）、参照。
- (12) 唐軍の龜茲、焉耆征服については、伊瀬、前掲『中国西域経営史研究』第四章、参照。また

従来、これによって西州にあった安西都護府は六四九（貞觀二十三）年から六五一（永徽二）年の間安西都護府は龜茲へ移されていたと考えられてきたが、著者は柳、前掲「安西都護府治西州境内時期的都護及年代考」などとともに、六五八（顯慶三）年まで一貫して西州にあったとする立場をとっている。詳細は、榮新江「新出吐魯番文書所見西域史事二題」（北京大学中国中古史研究中心編『敦煌吐魯番文献研究論集』第五集、北京 北京大学出版社、一九九〇年）、参照。

- (13) 阿史那賀魯については、内藤、前掲『西突厥史の研究』第二、第三章を、またその反乱とそれに対する征討の一部始終については、松田、前掲『古代天山の歴史地理学的研究』第三部第四攷を、それぞれ参照。
- (14) 白須淨眞「唐代吐魯番の豪族－とくに阿史那賀魯の反乱以後における旧高昌豪族への処遇を中心として－」（『龍谷史壇』第七二号、一九七七年）、参照。
- (15) 註（12）、参照。
- (16) 成立期の安西四鎮については、註（7）に上げた論著のほか、松田、前掲『古代天山の歴史地理学的研究』第三部第五攷、参照。
- (17) 新設された羈縻都督府については、伊瀬、前掲『中国西域経営史研究』第五章、参照。
- (18) 森安孝夫「吐蕃の中央アジア進出」（『金沢大学文学部論集』史学科篇第四号、一九八三年）は、このような吐蕃の対外進出、とくに中央アジア進出を中心とする本項全般にわたって参照されるべきものである。
- (19) ガル・トンツェン・ユルスンとその一族による吐谷渾攻撃については、山口瑞鳳『吐蕃王国成立史研究』（東京 岩波書店、一九八三年）第三篇第四章を、また小勃律国との関係については、関根秋雄「カシュミールと唐・吐蕃抗争－とくに小勃律国をめぐる－」（『中央大学文学部紀要』史学科第二三号、一九七八年）、参照。
- (20) 弓月については、松田、前掲『古代天山の歴史地理学的研究』第三部第四攷、孟凡人「弓月城和阿力麻里城方位考」（『中国史研究』一九七九年第4期）、参照。
- (21) 「唐麟德二（六六五）年八月趙醜胡貸練契」（64TAM4:36 〈録〉『文書』VI、四一二頁以下）に「西域道征人趙醜胡」とあるので、この時の行軍が西域道行軍と呼ばれたこと、趙醜胡のような征人、つまり府兵以外の兵士も参加していたことがわかる。なお詳細については、孫繼民「吐魯番文書所見唐代三次行軍考」（『武漢大学学报』一九八八年第一期）、および榮、前掲「新出吐魯番文書所見西域史事二題」、参照。
- (22) 阿史那都支の反乱については、内藤、前掲『西突厥史の研究』第四章、参照。
- (23) 阿史那忠の事跡については、郭平梁「阿史那忠在西域－《阿史那忠墓志》有関部分考釈－」（新疆人民出版社編『新疆歴史論文統集』烏魯木齊 新疆人民出版社、一九八二年）、参照。
- (24) 「唐永隆元（六八〇）年十月軍團牒為記注所屬衛士征鎮様人及勲官籤符諸色事」の第一断片（73TAM191:119(a) 〈録〉『文書』VI、五四六頁以下）、第八断片（73TAM191:110(a) 〈録〉同、五五二頁以下）、および第一〇断片（73TAM119:109(a) 〈録〉同、五五五頁）に、この時動員された兵士が見えている。なお詳細については、姜伯勤「吐魯番文書所見“波斯軍”」（『中国史研究』一九八六年第一期）、薛宗正「薩珊王裔聯合吐火羅抗擊大食始末」（『新疆社会科学』一九八八年第六期）、参照。また著者自身の「吐魯番文書《唐某人自書歷官狀》所記西域史事鈎沈」（『西北史地』一九八七年第四期）も、併照。
- (25) 碎葉の四鎮編入については、註（7）や（16）に上げた論著に詳しいが、「周延載元（六九四）年十月汜德達輕車都尉告身」（68TAM100:1, 2, 3 〈録〉『文書』VII、二二四頁以下）に、垂拱年間に汜德達が後掲の金牙軍の一員として碎葉を陥れたという記述が見えており、政治的な思惑もあってか、中国における碎葉に関する近年の研究はそれこそ枚挙に遑がないほどである。具体的には、關尾「吐魯番出土文物関係論著目録（稿）－（1959～1985）／中文篇－」（『季刊東西交渉』第五卷第四号、一九八六年）を参照されたいが、その後の成果のなかで

は、王文才「跋唐写本《汜德達告身》拔四鎮事」（『1983年全国敦煌學術討論會文集』文史・遺書編上、蘭州 甘肅人民出版社、一九八七年）が重要であろう。

- (26) 関連する征鎮名籍と戸籍のうち、主なものは以下のとおりである。①「唐高宗某年西州高昌縣賈致奴等征鎮及諸色人等名籍」（73TAM501:109/7(a)〈録〉『文書』Ⅶ、一七一頁以下）、②「唐高宗某年西州高昌縣左君定等征鎮及諸色人等名籍」（73TAM501:109/6(a)〈写〉同、図三〈録〉同、一七三頁以下）、③「唐開元二（七一四）年帳後西州柳中縣康安住等戸籍」の第一断片（72TAM184:12/6(a)〈録〉『文書』Ⅷ、二八〇頁以下）、④「唐開元四（七一六）年西州柳中縣高寧郷籍」の第三断片（書道博物館所蔵〈写〉〈録〉とも『籍帳研究』、二四七頁）。このほかにも大谷文書中に征鎮名籍（これについては、小笠原宣秀・西村元佑「唐代役制関係文書考」〈『社経資料』〉に言及されている）が少なからず含まれているが、いずれも詳細については、黄惠賢「從西州高昌縣征鎮名籍看垂拱年間西域政局之變化」（『初探』Ⅰ）、参照。また金牙道行軍については、「周延載元（六九四）年十月汜德達輕車都尉告身」（前註、参照）に、疏勒道行軍については、「唐年次未詳軍府器仗簿」（73TAM222:51〈録〉同、一四一頁。なおこれについては、孫、前掲「吐魯番文書所見唐代三次行軍考」、参照）にも、それぞれ見えている。
- (27) 孫繼民「跋《唐垂拱四年（公元六六八年）隊佐張玄泰牒為通當隊隊陪事》」（『初探』Ⅱ）は、表題にある文書（73TAM222:1(a)〈録〉『文書』Ⅶ、一三五頁以下）を、その前年の末に結成された安息道行軍の陣形を示すものとする。
- (28) 北庭都護府については、孟、前掲「唐北庭都護府建置沿革」、「唐庭州北庭歷任刺史都護節度使編年」などのほか、白須淨眞「長広数千里・北廷（庭）川—北庭都護府故城と北庭川の景観、一九八七年訪中報告（六）—」（『東洋史苑』第三二号、一九八八年）があり、先行研究の丁寧な整理もなされている。
- (29) 「西州營」に関する文書は以下の三点である。①「唐開元三（七一五）年四月西州營典李道上隴西縣牒為通當營請馬料姓名事」（68TAM108:19(a)〈録〉『文書』Ⅷ、三八頁以下）、②「唐開元三（七一五）年四月西州營牒為通當營請馬料姓名事」（一）（68TAM108:20(a)〈写〉『文革文物』、一一六頁『文書』Ⅷ、図三〈録〉『文書』Ⅷ、四三頁以下）、③同（二）（68TAM08:18(a)〈録〉同、四七頁以下）。なお文書の詳細と「西州營」の機能を論じたものに、呉震「唐開元三年《西州營名籍》初探」（『文物考古』、所収）、菊池英夫「新出吐魯番唐代軍制関係文書試釈—「開元三年四月西州營諸隊火別請馬料帳」について—」（『北海道大学文学部紀要』第二七卷第一号、一九七九年）、および朱雷「唐開元二年西州府兵—“西州營”赴隴西禦吐蕃始末—」（『敦煌學輯刊』一九八五年第二期）などがある。
- (30) 具体例については、張、前掲「唐滅高昌國後的西州形勢」、参照。

【引用文献一覧補遺】

『文革文物』：出土文物展覽工作組編『文化大革命期間出土文物』第一輯、北京 文物出版社、一九七三年。

『籍帳研究』：池田 温『中国古代籍帳研究—概観・録文—』東京 東京大学出版会、一九七九年。

『社経資料』：西域文化研究会編『西域文化研究』第三（敦煌吐魯番社会経済資料・下）、京都 法蔵館、一九六〇年。

『初探』：唐長孺主編『敦煌吐魯番文書初探』武漢 武漢大学出版社（Ⅰ、一九八三年、Ⅱ、一九九〇年）。

事務局（連絡先） 〒182 東京都調布市国領町5-19-14

荒川 正 晴 方

TEL 0424(81)4633

吐魯番出土文物研究会 (The Research Society for Turfan Relics)